五百三十三	書道教授業
五百三十四	生花・茶道教授業
五百三十五	他に分類されない教育、学習支援業
五百三十六	精神科病院
五百三十七	有床診療所
五百三十八	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
五百三十九	療術業
五百四十	歯科技工所
五百四十一	その他の児童福祉事業
五百四十二	介護医療院
五百四十三	通所・短期入所介護事業
五百四十四	その他の老人福祉・介護事業
五百四十五	し尿収集運搬業
五百四十六	特別管理産業廃棄物収集運搬業
五百四十七	その他の自動車整備業
五百四十八	履物修理業
五百四十九	他に分類されない修理業
五百五十	職業紹介業
五百五十一	労働者派遣業
五百五十二	ビルメンテナンス業
五百五十三	その他の建物等維持管理業
五百五十四	警備業
五百五十五	ペストコントロール業
五百五十六	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）
五百五十七	集会場

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第四百九十一号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

令和七年六月三十日

国土交通大臣　中野　洋昌

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元		申請社名
7138	発動発電機	ＫＥＨ2000ｉ	定格容量	2.0　kVA	匡正㈱
7139	発動発電機	ＫＥＨ3000ｉ	定格容量	3.0　kVA	匡正㈱
7140	発動発電機	ＸＹＧ2200Ｉ－ＢＤ	定格容量	1.8　kVA	匡正㈱
7141	発動発電機	ＹＥ2400－ｉＤ	定格容量	2.0　kVA	匡正㈱
7142	バックホウ	308ＣＲ－Ｓ２	山積容量	0.28　m³	平積容量　0.21　m³	キャタピラージャパン（同）
7143	バックホウ	308ＳＲ－Ｓ２	山積容量	0.28　m³	平積容量　0.21　m³	キャタピラージャパン（同）
7144	アースオーガー	ＳＷＣＨ780Ｊ－165Ｍ	オーガ出力	180　kW	掘削径　2000　mm	泰平商事㈱
7145	バックホウ	ＳＨ250－８	山積容量	1.10　m³	平積容量　0.76　m³	住友建機㈱
7146	バックホウ	ＥＣＲ145ＦＬ５	山積容量	0.57　m³	平積容量　0.42　m³	山崎マシーナリー㈱
7147	バックホウ	ＥＣ230ＦＬ５	山積容量	1.22　m³	平積容量　0.90　m³	山崎マシーナリー㈱